

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（大飯発電所3，4号機）」

2. 日時：令和4年5月17日（火） 16時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の今野です。
0:00:04	それでは、大飯発電所 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請、これについての審査会合を行いました。その審査会合のラップアップをこれから始めたいと思います。
0:00:18	それでは、まず関西電力の方から、本日の審査会合で、指摘した事項について、受けとめや、確認事項等を説明してください。
0:00:43	関西電力原子力事業本部クマクラです。
0:00:46	本日の審査会合を踏まえたホワイトボードを作成してございますので、こちらの方画面共有させていただいてもよろしいでしょうか。
0:00:57	原子炉規制庁の岩野です。ホワイトボードの共有よろしくお願ひします。
0:01:10	関西電力熊倉です。承知いたしました少々お待ちください。
0:01:59	原子力規制庁の伊ワノです。それでは、本日の審査会合でのコメントについて、監査、ホワイトボード、まず関西電力の方から、
0:02:08	ちょっと読み上げていただいてもよろしいでしょうか。
0:02:13	関西電力熊倉です。承知いたしました。
0:02:17	本日審査会合でちょうどしましたコメントですけれども、大きく六つ
0:02:23	あるというふうに認識してございます。
0:02:25	1 点目、資料 1、15 ページ。
0:02:29	なんですけれども、プラント停止時における格納容器内の空気の流れについて技術的な根拠をもとに説明すること。
0:02:38	2 点目、感知器のメンテナンスの観点等も踏まえて、設置が可能かどうかということを検討すること。
0:02:47	3 点目ですけれども、炎が発生してから感知できれば問題ないというふうに資料上、
0:02:53	取れるので資料の記載を見直すこと。
0:02:58	4 点目ですけれども、新燃料貯蔵庫エリアの天井面に感知器を設置しないという点についても、メンテナンスの観点を踏まえて、
0:03:07	記載すること。
0:03:10	5 点目ですけれども、技術的に最も高い位置に、
0:03:14	設置可能な場所について検討し、
0:03:18	その間蓄積を資料に示すこと。
0:03:22	6 点目、最後ですけれども、資料 1 の整理表について、
0:03:27	煙感知器を設置できない理由のところ消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号の方、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:34	五味が該当するというのに該当するのでそのように記載を改めること。
0:03:41	この6点について、
0:03:44	コメントをちょうだいしていくと認識してございます。
0:03:54	規制庁の今野です。確認しますので少々お待ちください。
0:05:45	原子炉規制庁の今野です。お待たせしました、越冬ます。
0:05:49	ちょっと幾つか書き直していただきたいんですけど、まずは
0:05:54	Cvのところについて、Cvの上フローのところですけども、
0:06:02	感知器として、有効に感知できる場所っていうのがCvのオペフロでいうと、どういうところがあるのかっていうところをまず挙げていただきたい。これをまず1個目のヤマネのところに、
0:06:14	1個目のヤマネという、新しく一つ目の矢羽根を作った上で、今の内容を書いていただきたい。
0:06:43	はいすいません規制庁の岩間です。
0:06:49	と、今、すいませんちょっと書き終わるまで待ちます。
0:07:07	と、
0:07:09	関西電力の方でさっき書いて、野瀬今矢羽根の二つ目以降のところを書いてもらっているところを、整理し直すとかいうことになるんじゃないかっていうところをちょっと今お伝えしてるところなんですけど。
0:07:24	どう。
0:07:24	その上で、ふたII目として、有効な場所、火災を有効に感知できるというところの説明として、
0:07:35	気流の流れなりが必要であればその気流の流れをしっかりせ、技術的根拠を持って説明し切って、
0:07:43	説明しきるっていうこと。
0:07:46	が二つ目だと考えてます。
0:07:52	関西電力クマクラで裾今岩野さんがおっしゃっていただいたのはこの二つ目の矢羽根の内容が、
0:07:59	す。一つ目の矢羽根の内容説明する上で、空気の流れというのを説明する必要があるのであれば、そういったことを記載すること。
0:08:11	いうふうに修正するといったイトウ。
0:08:14	でしょうか。
0:08:16	すいません規制庁の岩野です。
0:08:19	ちょっと違います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:21	今関西電力が、いわば、今の資料のいうところの矢羽根の二つ目三つ目四つめ。
0:08:29	のところについて書いてあるところは、ちょっと、
0:08:33	まずすいません、最初に説明する中でですね
0:08:37	説明の説明の順番を整理すると、ちょっと整理が違うんじゃないかっていうところで、その二つ目と三つ目と四つめを、
0:08:48	今から説明するようなことに置き換えられ、置き換えるような感じになるんじゃないかっていうところをちょっと確認したいと。
0:09:02	すいませんご理解いただけますでしょうか。
0:09:08	関西電力熊倉です。今おっしゃっていただいたことを拝承いたしました。
0:09:14	はい、ありがとうございます。鳥栖今野がいまいち一番上の矢羽根に書いてあること。
0:09:21	まず、
0:09:23	確認をした上でその上で
0:09:30	火災を有効に感知、
0:09:33	できる場所であることを、
0:09:37	説明する上で有効に感知できる場所であるということを説明する上で、
0:09:48	空気の流れ 02 つの説明が必要であれば、技術的な根拠を持って、説明、
0:09:58	すること。
0:10:12	はい、規制庁のようなですね三つ目の矢羽根として、
0:10:20	最終的に、感知器の設置場所として、イソノ有効な場所の中から、最終的な設置場所を選ぶと思うんですけど、その選んだ場所というのが、
0:10:31	の選定基準線、どういう考えで、選定をしたのかっていうところの考えを示してもらいたい。
0:11:13	すいません規制庁のようです。三つ目の矢羽根のところですけど、有効な火災を有効に感知できる場所として、
0:11:22	場所の中で、
0:11:25	最終的な感知器の設置場所を選定した理由ですか。
0:12:02	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
0:12:04	この説明がなされれば本日、
0:12:09	エリア番号でいうところの 10-2 に設置しますと、その理由はメンテナンスの観点ですみたいな説明があったと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	今の矢羽根の 123 のところを、説明すればもし関西電力として、メンテナンスとかそういう観点を踏まえて設計していることということであれば、
0:12:28	今日出された回答について、内容について、メンテナンスなんなりも踏まえて回答がなされると思うので、この間、このヤマネの 123 の三つの観点について、
0:12:41	説明される別記等、説明されるのが良いのかなと思っています。
0:12:49	関西電力におかれてはいかがですか。
0:12:56	はい。関西電力島でございます。ありがとうございます。本日私どもの説明がですねともすると、つけられ得る限りのところでつけますという説明に、
0:13:08	なってしまったというか早期超えたというところがあったかと、理解して、思っております、その上で今おっしゃっていただいた格納容器の中で考えられるところの流れを考えたときに、
0:13:22	ここに付けるのがよくなって、そこに付けられるかどうかというところで、設計のプロセスとして追い込んできた様を、だんこの順序で示して、
0:13:33	いくのが、理解をえられると。
0:13:37	そういった流れなのかなというふうに今理解をしたところでございます。ちょっと老古美方としてですね、背空気の流れとかそういったところ今までも、18 ページの
0:13:49	イメージ図であったり、平面図というところでお示しはしてたんですが、どこまでいえるのかというところはですねちょっとこちらでも検討が必要かとは思っておりますが、老古美型についておっしゃっていただいたところは理解をいたしました。
0:14:04	はい。規制庁の岩間です。
0:14:06	ありがとうございます
0:14:08	四つめですけども、今、オペフロについて書かれていますと思いますが、新燃料貯蔵庫エリアについても、同じようなプロセスで、
0:14:17	説明をしてください。
0:14:19	これが矢羽根の四つめになるのかなと。
0:15:10	はい。規制庁の今野です。そうすると、一番下の一番最後ですね、
0:15:17	環境条件のところについては、特段、こちらからコメントはありません。なので矢羽根としては、1 ポツ 2 本、1 個目に※3※4 個目とあと一番最後の矢羽根が残るのかなと。
0:15:47	関西電力熊倉です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:48	ありがとうございます。今、1 から 4 個目の矢羽根と、元記載の一番最後の矢羽根という形で記載させていただきました。
0:15:59	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
0:16:03	本日の今、まとめたコメントについて
0:16:09	関西電力から何かあれば、お願い
0:16:32	の関西電力ヨシザワでございます。ちょっと審査会合
0:16:39	事象の想定というか、話がかみ合っていない部分がありましたけども、ちょっと発煙段階と無縁段階、
0:16:49	それ分けて、煙の挙動であるとか、熱の流れとか、いろいろ話が飛び交って、ちょっとどういった火災の想定で
0:17:01	煙がどう流れるうことをとして、お互いしゃべってるかというところがちょっとずれたまま、進んだかなという気がしてます。ちょっとその辺も含めてですね、
0:17:16	こちらとしてどういう火災のときに、どういうふうに煙が流れる或いは熱が流れる、それをどの感知器で感知しようとしているかというのを一旦表の形で、
0:17:31	ちょっとまとめさせていただいて、その上で、今回の審査会合のコメントへの対応についても考えたいと思っております。以上です。
0:18:10	規制庁の今野です。今言われた説明っていうのは今回の審査会合コメントの矢羽根の一つ目のところが、火災の、どういう火災かによってパターン分けされるようなイメージを、今、聞いて、
0:18:26	そういうイメージを持ったんですけど。
0:18:28	同じイメージでしょうか。
0:18:56	すいません規制庁の岩根です。こういう、こういう例えば発熱量が、
0:19:02	すいません、ソウダの見込み等になってみたいでもう一度申し上げます。今表形式でといった話は、岩野さんのおっしゃった1ポツ目。
0:19:14	1の矢羽根Aの部分をイメージしてまして、同じイメージでございます。
0:19:24	はい。規制庁の今野承知しました。
0:19:27	それでは他に関西電力の方から何かありますでしょうか。
0:19:47	はい。関西電力牛島でございます。本日ちょうだいいたしましたコメントにつきましてですね、資料の見直しでまたご提出いた、させていただいて、
0:19:59	ヒアリング等で確認いただいくということになるのかと認識してございます。今後の段取り等またご提示があるのかもしれないけれども、よろしくお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	原子力規制庁の岩野です。
0:20:24	そうですね。資料の提出時期なんですけど、現時点でいつぐらいに提出できそうかというところの見通しがあれば説明をお願いします。
0:21:12	はい。関西電力嶋でございます。お任せいたしまして失礼をいたしました。
0:21:18	ちょっと格納容器の中ですね、空気の流れ等々、いろいろと成立性も含めてですね、検討いたします。
0:21:29	恐縮ながら、資料としてはですね 24 日のご提示といったことではいかがでしょうかということでございます。
0:21:46	原子力規制庁の岩野です。資料の提出めどについて承知をいたしました。それでは 24 日の方に、よろしく申し上げます。
0:21:56	はい。規制庁の関です。まずは今日はありがとうございました。
0:22:02	ちょっと最後議論をここ残りましたが逆言えばここ以外のところは、今までの、
0:22:08	議論の中で、事実確認の中で大分整理が進んでいったんだろうとあっていて最後、これが残ったという位置付けになると思います。はい。
0:22:18	それで、
0:22:22	最後、もうここに尽きると思いますので、ちょっと今日私が申し上げたことも最後、
0:22:30	後は
0:22:32	ある仮定を置いた上で、できるだけウエダって話をしてる。
0:22:38	ていう話だと思いますのでまずは、やはり
0:22:45	整理の仕方によって、
0:22:47	まずどういうところにつけるべき、
0:22:51	どういうところがちゃんと県、もれなく確実にっていう場所、
0:22:55	まず技術的なところをきちんとして、
0:22:59	おきたいというふうに考えています。
0:23:01	で、次回ちょっとアイデア論だけでいけないもできないので、そのところは、技術論でまずきちんとしていきたいというふうに考えてますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
0:23:13	あまり私の言ったことにとらわれすぎることなくまずは、何が出来るのかというところからもう 1 回整理をしていきたいというふうに考えてますのでよろしくお願ひします。私から以上です。
0:23:32	原子力制度の岩野です。関西電力からと、何か特に何もなければこれでラップアップを終わりにしたいと思います関西電力はいかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	関西電力嶋でございます本日はありがとうございます。まず1点ちょっとお詫びと申しますか、資料を出して以降ですね、私ども、ちょっといろいろと思い、考えもあって、
0:23:55	追加的なご提案という形ですね、ご説明になりましたこと、ちょっと混乱を招いたかもしれませんので、その点お詫び申し上げます。その結果ですね、
0:24:06	セキ様ほか、皆様にご質問で整理いただいて、残るところはここだよということを今回明示いただいたとっておりますので、引き続きよろしく願いたします。私からは以上です。
0:24:21	はい、原子力規制庁の伊ワノsありがとうございます。それでは本日のラップアップを終わりたいと思います。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。